

※これは鳥取県臨床心理士会より日本臨床心理士会および都道府県臨床心理士会に宛てたメールの本文を転記したものです。

日本臨床心理士会 御中  
都道府県臨床心理士会 御中

いつも、迅速な対応、ありがとうございます。  
2点、緊急にお問い合わせしたいことがあります。  
また、2点、お願いです。

お問い合わせ

●公認心理師法案の医師の指示ですが、医師の指示という言葉が使われるとき、契約関係や報酬の関係はどうなるのでしょうか？

例えば、独立して心理療法センターのような開業をしている公認心理師に患者さんがクライアントとして来られた場合、訪問看護指示料と同じに考えれば、医師が訪問看護ステーションに出すような「指示書」を書いて、医師の医療機関に300点、つまり3,000円の診療報酬が入ります。これは、継続的に行われる「通院精神療法」に概ね相当する額です。この場合の患者さんの自己負担額は、900円です。

ここで、心理療法センターが調剤薬局や訪問看護ステーションのように、医療機関あるいはこれに準ずる開業として認められれば、そこで「通院精神療法」なり、「標準型精神分析」なり、「認知行動療法」なりの診療報酬を受けることになるので、メリットが出てきます。患者さんも、精神療法に関しては保健適用で、合わせて900円+900円=1,800円で済むので、十分メリットがあります。

しかし、資格法で「医師の指示を受ける」が入ると、7者懇の提言や要望を待つまでもなく、このような医療機関としての（あるいはそれに準ずる）開業は不可能になります。医療機関としての開業が認められなければ、心理療法センターの心理療法は自費で行うしかなく、指示書が出てもただ患者さんの負担が増すばかりで、少しもいいことはありません。

この場合の契約関係ですが、資格法で医師の指示ということがなければ、医師と患者さんの関係は準委任契約（相手方に対し仕事の履行・完成まで求めないような契約）になると

思われます。しかし、医師の指示がつくと、医師と患者さんが準委任契約で、医師と公認心理士との関係は請負契約（相手方に対し仕事の履行・完成まで求めるような契約）の関係になると考えられます。そうすると、報酬としても、公認心理師は、患者さんが医師に支払う中の一部を医師から受け取るということになるのでしょうか？少なくとも、「医師の指示」であれば、公認心理師は患者さんと独自に契約を結ぶことはできないような気がします。

その辺はどうなるのでしょうか？

●受験資格2があることで、学部卒の方々が、公認心理師の受験資格が得られる施設に殺到し、そこで、「医師の指示」を受けずに、公認心理師と同じ臨床的な業務に従事することが法的にも認められることになりませんが、臨床心理士に弊害はないのでしょうか？

心理職（仮称心理師）の3団体要望のパンフレットで、現在学会などが認定している心理の資格を持つ者は、産業カウンセラー37000人、認定心理士35400人、臨床心理士23000人、学校心理士3800人、臨床発達心理士3126人、特別支援教育士3008人、心理リハビリテーショントレーナー2381人、認定健康心理士1497人、認定カウンセラー989など、合わせて111,382人とされていました。

こうした方々には、経過措置で一定の講習を受けることで、受験資格が与えられるということですね？そうでなければ、パンフレットの中で単に利用されただけになってしまいます。

さらに、受験資格の2では、所定の施設で、所定の期間、公認心理師と同じ臨床的な業務に従事した者にも受験資格を与えることになっています。となると、誰でも想像がつくことですが、心理学科にかぎらず、様々な学部で、心理学等の所定の単位を修めたものが、卒業時に、医療機関など、公認心理師の受験資格が取得できる施設に殺到します。こうした方々は、大学院に進学するよりは、ほとんど無報酬でも公認心理師の受験資格が得られる現場で働くことを望むでしょう。施設側も、こうした方々を、ほとんど最低賃金でいくらかでも雇うことができます。しかも、まだ公認心理師をとっていないので、医師の指示を受ける義務もありません。それなのに、公認心理師と同じ臨床的な業務に従事することが法的に保証されています。

かくして、現在の臨床心理士が、公認心理師をとったとしても、若い方はもはや就職先はほとんど確保できなくなってしまうと思います。転職もできません。子育て後の就職、定年退職後の就職もほとんど困難になり、しかも、法律の条文にこれが規定されるので、こういう状態が恒常的に続くことになります。

臨床心理士に、何かメリットはあるのでしょうか？

次をお願いします。

●最近、公認心理師を支持したり、要望書を出したりしている機関について、その根拠についてまとめたものをいただきました(添付)。各会員に配信していただければと存じます。

●公認心理師の法案の未定稿をいただきましたので、これも各会員に配信していただきましたら幸いです(添付)。

--

鳥取県臨床心理士会 事務局長 菊池 義人

.....

〒683-8503 鳥取県米子市西町 86 番地

鳥取大学大学院医学系研究科臨床心理学専攻

Eメール : [kikuchip@med.tottori-u.ac.jp](mailto:kikuchip@med.tottori-u.ac.jp)

電話・ファックス : 0859-38-6406 (研究室)

-----